

平和文化の普及促進業務基本仕様書

1 業務名

平和文化の普及促進業務

2 目的

核兵器廃絶に向けた市民社会の総意形成に向け、平和文化の振興を図るため、動画やSNSを効果的に活用し、被爆80周年を起点に情報発信を強化するとともに、若者を中心とした市民が主体となって実施する平和文化の振興に資する取組を広く周知することで、更なる市民参画の促進につなげることを目的とする。

3 委託期間

契約日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

(1) 平和文化アンバサダーによる広報活動業務

平和文化アンバサダーを起用し、平和文化を広く市民に発信するとともに、特に8月から11月（平和文化月間）までについては情報発信の強化期間と位置付け、平和文化の認知度の向上と参加者の平和意識の一層の高揚を図る。また、当該アンバサダーによる市広報番組やSNS等を用いた広報活動を通じて、平和文化の振興に資する取組を広く周知する。

ア 平和文化アンバサダーの起用

市民に効果的に情報発信することができる平和文化アンバサダーとして、以下の事項を満たす者を起用する。

- ・ 広島ゆかりの著名人等、広島市民に広く認知されおり、かつ強く訴え掛けることができる者
- ・ 平和文化イベントに出演又は参加し、平和文化の振興に資する取組を実践できる者
- ・ 広島市が指示する業務に従事するとともに、SNS等を積極的に用い、活動内容を広報することができる者

イ 平和文化アンバサダーの具体的業務

- ・ 平和文化アンバサダーの就任発表イベントや市広報番組への出演
- ・ 平和文化イベントへの出演又は参加
- ・ 「ユースピースボランティア」や「平和首長会議ユース」等の若者間のネットワークと連携したSNSによる活動内容の広報

ウ 平和文化アンバサダーの業務管理

平和文化アンバサダーの業務が円滑に遂行されるよう、必要なスケジュール管理や関係者との調整等を行う。

(2) 動画作成業務

ア 平和文化を紹介するメッセージ動画の作成

(7) 概要

冊子「平和文化の振興」（広島市作成）に基づき、主に以下の内容について分かりやすく説明する映像を撮影・収録する。

- ・ 原爆被害や「ヒロシマの心」について
- ・ 「平和文化」の定義について
- ・ 平和文化を振興する意義と、市民が主体的に実践することの重要性について

(4) **具体的業務**

動画を視聴する対象者は幅広い世代を想定しているため、分かりやすい内容となるよう工夫すること。また、シナリオは本市と調整して作成することとし、主に以下の業務を行う。

- ・ 映像コンテンツの内容に関する専門的・技術的な助言
- ・ シナリオ作成／絵コンテ作成
- ・ 出演者の手配
- ・ 動画の撮影
- ・ 既存コンテンツ所有者への申請等事務的手続・連絡調整
- ・ 構成上必要なクレジット、イラスト等の書き起こし
- ・ 編集（以下の①及び②を含む。）
 - ① タイトルデザイン
 - ② ナレーション・音楽・効果音の挿入
- ・ 進行管理

(5) **映像コンテンツ出演者**

広島市長等

(6) **再生時間**

5分程度

イ 「広島・長崎講座」認定大学向け動画の作成

(7) **概要**

国内外の大学・大学院において、広島及び長崎における被爆体験の持つ意味を学問的に考察・検証し、伝える「広島・長崎講座」の認定大学の学生に対して、広島市長が「ヒロシマの心」と「平和文化」について解説する映像を撮影・収録する。

(4) **具体的業務**

- ・ 映像コンテンツの内容に関する専門的・技術的な助言
- ・ 動画の撮影
- ・ 編集（以下の①及び②を含む。）
 - ① タイトルデザイン
 - ② ナレーション・音楽・効果音の挿入
- ・ 進行管理

(5) **映像コンテンツ出演者**

広島市長

(6) **再生時間**

30分程度

ウ 成果物

(7) **動画のフォーマット**

- ・ 画面アスペクト比 16 : 9
- ・ 映像方式 YouTube 等への掲載に適した動画形式「mp4」とする。

(4) **納品方法**

動画データを収めたDVD-Rを本市に納品すること。

エ 納品場所

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市市民局国際平和推進部平和推進課

オ 留意事項

- (7) 制作にかかる撮影場所、日時等については、事前に本市と調整の上進めること。
- (8) 収録内容に不適切な表現が用いられないよう、収録の際にチェックを行うこと。
- (9) 編集に当たっては、デジタル編集で行うこと。
- (10) 編集に当たっては、ナレーション、字幕スーパー、テロップ、BGM、写真等を適宜入れること。
- (11) 編集に当たっては、本市の確認、承諾を得た上で本編集を行うこと。
- (12) 映像等には関係者以外の人物が入り込まないように配慮し、やむを得ず入り込む場合は肖像権等を侵害しないように十分調整等を行うこと。
- (13) 校正は3回程度行うこと。

5 成果物の著作権等

- (1) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は、本市に帰属する。ただし、本市に帰属することができない適切な理由がある場合で、事前に本市の承諾を得たときはこの限りでない。この場合、本市は当該許諾条件の範囲内で使用权を有するものとする。
- (2) 成果物は、一次利用及び二次利用共に無償で使用できるようにすること。

6 その他

- (1) 受託者は、関係法令・条例等を遵守すること。
- (2) その他、仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者が協議の上、決定する。